

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、患者様への安全で安心な質の高い医療を継続して提供するため、看護職員の負担軽減及び処遇改善として、以下の取り組みを行っております。

1. 業務量の調整

時間外労働が発生しないような業務量の調整

2. 看護職員と他職種との業務分担

臨床工学技士・薬剤師・臨床検査技師・管理栄養士・事務員

3. 看護補助者の配置

介護福祉士の採用（診療報酬上での評価はないが、
介護福祉業務の向上を図る目的で資格取得を奨励している。）

看護補助者の夜間配置

看護看護補助者の増員

4. 電子カルテシステム活用

令和4年8月運用開始予定

5. 妊娠・子育て中・介護中の看護要員に対する配慮

夜勤の減免制度

所定労働時間の短縮

6. 夜勤負担の軽減

月の夜勤回数の上限設定